

## **[事案 29-65] 契約内容変更無効請求**

・平成 29 年 10 月 27 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

払済保険にすることにより解約返戻金の額が大きく変わることの説明がなかったことを理由に、払済保険への変更を取り消し、変更前の契約へ戻すよう求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 16 年 1 月に契約した低解約返戻金型終身保険について、平成 28 年 12 月に払済保険に変更するにあたり、募集人からは解約返戻金の額が大幅に減額になること等が説明されなかったため、払済保険への変更を取り消し、変更前の契約へ戻して欲しい。

### **<保険会社の主張>**

募集人は払済保険に変更した場合のデメリットや解約返戻金の推移を具体的に説明しており、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、払済変更請求時の状況を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、払済保険への変更の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。